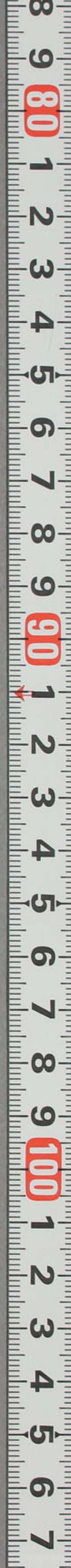




孝經樓漫筆

三

15
54
3



14 曾5
辨 54
巻 3

一之木戸林町
和漢貸衣所
三嶋屋三良

孝経樓漫筆巻三

北山山本信有抄

歌仙の装束

三十六歌僊

人丸

えぼしーかきー標袖草白重紅のあや さー貫

躬恒

衣冠ほるかみ紋ゆへたをさ 飾袴 けうー

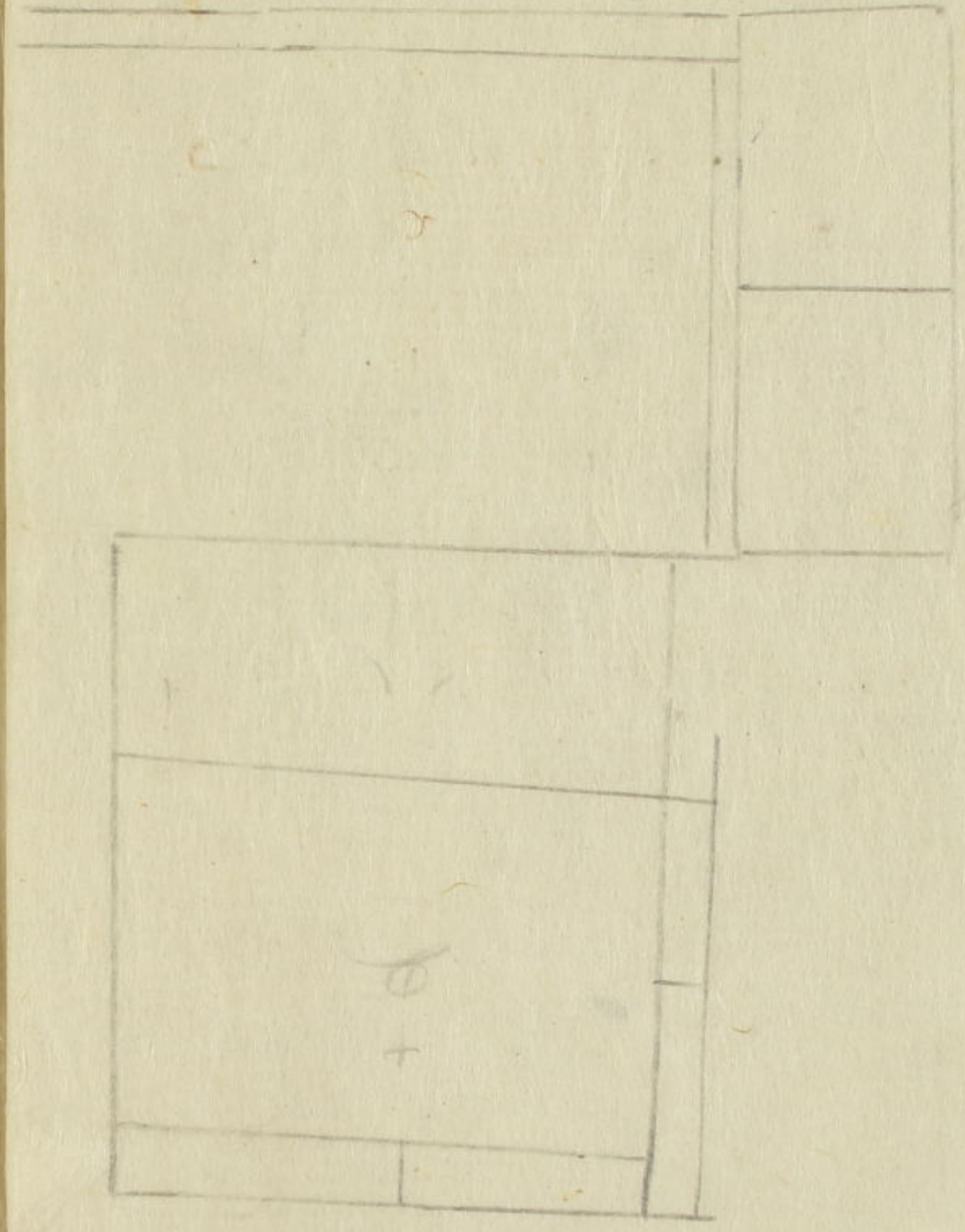
家持

禁色夏の束帯 ほるけー紋くー福をうー紋を
違ひーくーの袴くーあーれ

業平

巻五の冠老がけあこえ紅 夏の直衣をぬぎ紋二重

孝経樓漫筆巻三



二筋 或繪は引矢とのぞく

素性

そけんの衣 白さけき 指也あさだ

猿丸

えがー 袴衣黄紋もみち 指也あさだ

兼輔

禁色束帯 但一夏を日く小紋裾

敦忠

冠日くげの糸 太刀冬の裾袍はくくあせん 紋ハ桐竹袴くハふあられ

公忠

冬の束帯はくく 禁色の袴

齋宮女御

夏の五ツ衣ひのもく 几丁夏 紋ハ桐

宗干

白さけき 紋ハハッ者もちり さきあ

清正

狩衣もえがかさの着 さきあ

敦行

夏束帯はくくもみ 巻るは老うけ 傷府の弓矢

貞風

狩衣はくくもみ さきあ

是則

冬束帯 緋紋小大て 白

女藏人

五ツ衣 引あー くの衣みがり 紋ハ桐

能宣

夏束帯 橡裾はくく

兼盛

狩衣くありさきあ 白

貫之

冬束帯 はくく くのもく 白

以上左

うきとら法堂小おひいとせり

産里い言字郡湖之村よりあり余に居也多々跡
あをとりくり、

小町

牛馬問ふ、秋風の吹よほけきり小町ハ、小野正徳の娘
身と浮き乃根茂をよめての小町ハ、高橋國分むまぬ
おりいつめぬやの小町ハ、小野良実の娘、高橋大所の
親縁ひし小町ハ、常陸玉國造義景の娘、
扶桑故事要畧に、小町のゆと徳也参考せり、

故法橋

或醫師死して、其位牌小前法橋某と書し、法印法
眼法橋ハ位なるを、故法橋少くやうくべまに、僧家
官職のゆにうやたぬかふる事、
居士

居士

長阿含營生居業多積財寶名爲居士、普門品科註
居士者多財多業者也、又云、居道居山居財之士等
譬喻經居士毘舍同、少ぬ商買市人の称呼なり

檜垣墓

肥後國飽田郡、白川のあさり、九品山蓮基寺やうり
ちに、おは姫の墓といふあり、古き石塔をとり、

きばめる文字ハ何

■ 隱家の茂助 かねあきの與助

鄰女晤言に、元祿のあらまや、浅草市人小茂助と云

ものあり、

ちりの世少おりふあはれはきりきりは

身乃うくねくの山とかりけり

六の歌 天聴に入て、歡感ありたりより、かくれがは

茂物とよびなり、大和の玉与助と云者の患は病に、

うのみあやも身のそく縁とさうくねく

よせにゆゆくあまこのは関

や後るより、ねくくの与助と人といひたり、

佐河田喜六

高掃部助、下野の佐野昌綱の許に、越後佐河田

村、長六七代の孫、佐河田長六、昌綱の侍大将

木戸玄高、莊内小依り、善子と云、長五年、大津攻

に先登り、右股に傷く、永井古述招き、寛永十五年、隠

居り、同廿年八月三日卒、年六十五、昌塚云、當時和

歌の達人、あまよて某、東國にて長六と云り、

四屋敷

江戸番町に、四屋敷のりあり、を殺せる女と菊と云、

衣を脱ぎしものなりと云ふは、
 あれはむじりより裸にてもなりと云ふは、
 北山抄裏書、予檢舊記、正曆四年七月廿二日戊申、内
 大臣右大将、於粟田相撲人給食、公卿五人會見、凡
 并八番勇力、其後最手以下五人、犢鼻禪列立庭中、
 見了歸入云々、

相撲人土俵入

北山抄相撲先二日の儀乃處に、次相撲人進出列立、
 御前大将隨天氣仰云、東向介次仰北向介次仰罷
 入、次相撲とあり、今の世れいふやう、土俵入是に似たり



源 素堂山本孝摹(習)画

野詣道者、下総國臼井郡住人南無妙房

准門跡

後柏原院、踐作まゝして、廿二年の夏、大永元年、御即位の禮と行ふ、西三條実隆、費料と申す所の位業院に、顯如小乞ひ、主賞に大僧正、小任と、門跡と、准せしむる、

守敏

淳和天長元年三月乙亥廿六日、守敏空海奉詔修請雨經法于神泉苑、日本後紀

比丘制

涅槃經比丘不應受畜奴婢僮僕童男童女牛羊象馬驢騾雞猪猫又曰不畜穀米麥豆黍粟稻麻生熟食具云々 薩婆多論聽養犬

寂照法師

寂照法師古今著聞に、三河守定基とあり、拾遺集、大江為基少有り、

残月

加州の坂井順元云、二十年、斗ふあ、加州へ残月、云、六十むりの老僧來り、加州城下の犀川とあるの川に、東西へ流る、と云々、昔、あ、の、あ、南、少、へ、流、る、

うくいさむねさるしとつりより起りて城下の
 春日山とつりとつりいふめと義經と富樫の
 酒宴せしりそをまろしとあさりの関より臨を
 過いのが彼れふと居寓たりと昔物ごとりに
 辨官殿十二人の作り山伏と通らぬとどつり
 車係うしもねとみりなりと時あくと通らぬと
 ぬも百口み十人斗り有りつるめりと云り、昔
 月が住居と結ぶるは越後の田中やつり神の意よ
 一室とつりて、小松原宗雪とつり六十斗のまね
 同部しと有り、穀と純と喰らふ松脂と結り

服餌を二人ともいひめもそのやもあはれ、
 なしついで出してつむばくし、雨の残月を常陸坊
 海老小松原の龜井六郎よりとつり昔は車とくぞ
 一むね

兼仕法師

海人藻芥兼仕法師事、仙洞執柄以下、彼召仕と云、
 同朋を義満の時、大紋の
 尊垂に解袴と着せしむ、

野伏 山伏

鄰女晤言小拾遺集に、健守法師佛名の野附とて、ま
 りり出さく侍たるや、つひつる

行餘隨筆二人靜の謡ふをろくろのさまぐは花より
身とまきとある辰俗に唐人とおりのおろし
大江佐國少人あり、大江系圖に出たり、播磨
西諸城の麓あり、今變西郡又佐國村あり、

萬歳樂 庄司

釋日本紀に昔ハ踏歌と萬年ありねと唱へて謡ふ
勅樂と云へたるよし

又云、往古ハ庄司の号あり、中古諸宮及於於玉くに
地と賜り、其家より司と置て、主維せしむるよし、是
より國衛司の令と庄園庄司の令と坐列くに令せ

らと、その諸院法文親王大位の封ハ古よりあり、
一ハ是も官符と稱り、土地の正税と受るるよし、
あり、必ち國司乃吏勢なり、中古より庄園とて、
不輸の受と立て、必司不入、地多り、庄ハ田
全あり、賴給ひ、是に地與つるよし、置て、
司の号あり、郷司保司と稱せ、是より武家玉郡と
あり、古のまきと跡なく、せぬ、

狐仕ひ

中原康富記、應永廿七年十月九日甲辰、囚人室町
殿醫師高天、昨日被流、讃岐國、俊徑朝臣同國被流

之云、是等皆狐仕之輩也、

朝野群載二十、唐憲宗我

國人に賜ふ位記あり、

日本國判官正五品上兼行鎮西府大監

高階真人遠成

右可中大夫試太子中尹餘如故、

勅日本國使判官正五品上兼行鎮西府大監

高階真人遠成等奉其君長之命越我會同

之禮越溟波而万里獻方物於三險所宜褒

錫班榮可依前件

唐

元和元年正月二十八日奉

中書令

闕

中書侍郎平章事臣鄭綱宣

中書令人臣盧景亮奉行

奉

勅如右牒到奉行

元和元年正月日

檢校司空兼侍中使

門下侍郎平章事臣黃韋

拾叟中登

月日 侍都事

門下平章事 左司郎中

吏部尚書

吏部侍郎宗儒

尚書左並平章事左中書

告 日本國使判官正五品上兼行鎮西府

大監高階真人遠成奉入

勅如右符到奉行書

員外郎次元

天保五年五月二十八日主事榮可

五箇山 令吏欠

書令吏

元和元年正月欠日下

位制

續日本紀 文武大寶元年服制一位者皆黑紫一位

以下三位以上皆赤紫云日本後紀 平城天皇

大同二年十月丙辰勅令三位以上並着淺紫

正從一位正現在之人不叙之從或攝關或大

臣或前官大納言叙之橡袍正曆以來被着之大臣

者異文依家々替有之

正從五位上下、或少將、辨官、藏人、少納言、侍從、四府、佐以下叙之、是堂上也、
 袍、緋、又下襲表袴指貫同上、
 雖五位、聽禁色之人、又藏人之品、下襲表、袴指貫等同上、但袍色用緋、地下五位者、外記史、諸寮、諸司官人、又社家也、或依之人、叙四位、袍色同、其外同上、
 武家諸大夫、四位五位共指貫淺黃平緒、
 正從六位上下、六位藏人、亦地下、諸司官人叙之、
 袍、綠、無文、六位以下、總無文也、又下襲表、袴指貫同上、

雖六位、藏人、下襲表袴指貫等同上、袍色用綠、其中極藤、麴塵袍者是拜領也、

地下少外記以下諸司官人、又社家叙之、袍以下同、
 右、近代武家之人、不叙六位、

服制

日本後紀用、亮冕十二章、朔日受朝、聽政、受蕃國使表幣及大小諸會、則用黃、櫛、漆衣、皇后用帛衣、為助祭之服、以擣衣、為元正受朝之服、以鈿釵礼衣、為大小諸會之服、
 皇太子從祀及元正朝賀、可亮冕九章、朔望入朝、元正受群官之賀、及大小諸會、可服黃

法衣のきこく海に入せ給へ中畧、法衣は末のみのり、
最重の十二單は法衣衣衣衣、下畧

装束衣紋

海人藻芥に、凡装束の衣紋、上代の法衣は及ぶ、
香洞院の法代より、強き装束を用るゆへ、衣紋の法
法衣衣衣の法衣衣衣、上代の法衣大装束とて、
みく強きは不調なり、凡法代は男を
眉の毛と括髪とを法衣衣衣と付るなり、一切衣
及末代、毎度襷飾の玉也

長縮

長縮、東鑑所々に、延喜式、律式に、長縮、長七尺
五寸、廣一尺九寸、廣縮、長四丈六寸、廣二尺六寸、○七尺
五寸、八七丈五尺の誤なり、長縮にて、裳、たる、袴衣
を、長縮の袴衣、又長縮は、直垂、長縮の裳、裳を、
有り、

印

宇治拾遺に入、福じと、ま、小、縮、四、五、寸、げ、り、あ、る、
印、て、ね、あ、り、ま、は、ひ、て、ま、印、を、た、く、あ、り、た、る、
あ、る、ま、か、ど、あ、る、と、ま、は、直、垂、の、ま、縮、は、
あ、る、縮、を、ゆ、せ、ま、の、み、く、余、り、も、あ、り、た、る、

宇治松達物極小、淺黄の上下きたる豊の、あやの外
にその目びーげめろぐのよあう、まゐいこそむう

まゝあり、いゝ島の子がオナリと

浦島の子がオナリと云へ

八徳

侍享祿おほよりハまく八徳と用也、今の袖めくれ上下

乃起るあり、肩衣の初ごハ、徳長以取ありよし、織田

貞置老人の談

家の紋

雪井のまけりに、冬上の徳ハ、徳大寺中将公法なり、ま

まゝえぎのナク、は、は家の文也、もこうと、いりく

哉、たりまゝ

せうのさーやう

むうのうたひも、せうは、たふさす、信家の協院

おも、たにせうと、ん、猿楽のうさひ物ハ、右よさを

なり、

きん

宇治松達に、きんやうよ、まゝきんやうや、ま

を、た、初、ま

横た、ま、さび、ま、な、ま、つ、物と、腹、ま、ま、な、ま

を、ま、ま、白、練の、綾、ま、ま、紋ハ、小、葵、裏ハ、白、さ、平、縮、く

針のこぞ 布は反

童蒙抄、針乃る、○台記に、布三反、布二反と云く、

たび足袋也

和名抄、單皮履云く、今按、以鹿皮為半鞣、名曰多鼻互、
用此單皮二字乎、

おんむ

ごんず、義徑記より保平、いま保くおんざうやう、
蓋衰記同

九折あり武共、トといふらん、うりうり、
比叡山の安然、信正作り初、

掛絡

掛絡 絡子、掛那環、五條袈裟の變也、

とせち

壬生忠見家集に、あるゆゑ、その屏風、正月せち、
ぬる、

とるうすを、そはといふ日とむくは

とりのあや、やうやかり形

かちん

堂上方の從、小、無仁、文明以後、朝廷衰廢の極、あま、
珍ひ、殿中荒棄せし、時、官女など、食に乏しく、
かり、程、町より餅と餅、トて、日々に衰あり

く者禁門と入り、男、福の美物、派衣、り、は、女
房のそまとも、ゆい、で、彼男、あ、か、ち、ん、を、世、な
ん、が、お、初、り、より、お、か、ち、ん、を、か、し、こ、も、の、ち、ん、と
て、買、け、る、や、め、ん、二、條、殿、御、説、か、ち、ん、と、歌、貸、と、云、
又、禪、悟、の、家、珍、なり、なん、が、つ、ふ、附、會、の、從、なり、

香の物

教、奇、者、と、教、殿、き、く、附、ハ、鼻、志、水、を、り、門、子、能、り、
は、附、薔、菊、花、子、香、の、陰、に、志、た、り、そ、う、と、う、ま、く、
と、ま、け、ハ、鼻、あ、く、た、ま、り、お、と、り、ら、り、み、始、の、ぬ、
ゆ、く、小、香、の、物、乃、名、あり、の、變、也、

真桑瓜

湯、殿、の、く、日記、小、天、正、三、年、六、月、廿、九、日、の、お、た、の、
より、み、け、し、ゆ、く、と、ま、り、た、本、桑、瓜、に、名、所、の、う、ま、と
て、二、月、あ、ん、上、り、

秋茹

夫、本、集、小、秋、茹、子、り、き、の、う、長、に、つ、け、ま、せ、く、よ、め、
く、ま、り、柳、小、壺、や、毛、

冷索麵 指身

中原康富記に、文安元年十二月十五日のゆゑ、
献、冷、麵、居、之、鯛、指、身、居、之、

入麵

中務門宣解今化、文龜二年正月廿五日、今日内裡、沙月次和歌の法會也、云々、糸内々、又有、緞一、糸紋、百、沙末、腸入、麵、天、酒、等、

五合扶持

新武者物語云、人の食物ハ、新暮二合五勺、然るべし、
也、
沙、
川、
右、
を、
將、
監、
法、
り、
り、
さ、
さ、
め、
ら、
ま、
さ、
し、
り、
り、

馬料

古の録ハ、布帛、其類、み、米、穀、ハ、料、少、り、人、文、武、官、人、其、馬、料、と、云、ハ、米、と、あ、ら、じ、錢、あり、

文官、一位五十貫文、二位三十貫文より、以下、初

位二貫五百文、

武官、從三位廿五貫文、從四位九貫文より、以下、

八位二貫五百文、

古、
武、
士、
に、
馬、
の、
飼、
料、
少、
く、
地、
と、
賜、
る、
故、
以、
て、
考、
べ、
し、
太、
平、
紀、
小、
青、
砥、
右、
邊、
つ、
ら、
り、
と、
云、
に、
云、
葉、
少、
乃、
大、
佐、
な、
ん、
ど、
之、
を、
分、
給、
の、
法、
ハ、
鎌、
倉、
將、
軍、
の、
時、
より、
あり、
し、
や、
久、
く、
たり、

一俵一駄

延喜式雜式、凡公私運米、五斗為俵、仍用云俵為駄、

斛價白米

顯宗天皇二年、稻斛銀錢一文、清和貞觀八年、白米一斛、七貫二百文、黑米四貫百文、

宇治の茶

嵯峨帝弘仁六年四月、近江國志賀卒嶽小幸、崇福寺永忠大僧都、手自茶煎奉、明惠入宋歸朝の時、茶種と持來り、肥前背振山小植、岩上茶也云、後、棚尾に移し、又宇治小移す、○尺素往來に、茶原某葉宇治者、當代、清貴、龍梅、尾、若、此、間、種、衰、微、之、体、名、下、不、虛、當代、且、種、の、時、鹿苑院義滿公、山名氏清、小仰、

多、宇治の里に茶園と作、若、人、

後、七、下、の、分、あり、森、岩、丹、宇、交、矣、

斷醬

密行の僧、穀醬と斷み、蘇悉地經、蘇婆呼經、及び諸供養法の儀軌等小、多く其旨あり、八千枚儀軌ホト

肉食

五辛酒肉の禁忌、報應經小、四十九日、僧祇律よ、七日、南海傳に、五辛七々日、觀佛三昧經、大蒜九日、肉食七十日、魚肉三十日、飲酒七日、女人交三日、五辛九十日、善集經、食鳥者五十日、

